

給与所得のある方

条件

本人(45歳)、妻(43歳)、長男(20歳)、次男(17歳)の4人家族 配偶者、子2人の所得なし	
給与収入	6,050,000円
社会保険料	236,930円
旧生命保険料支払金額	54,000円
介護医療保険料支払金額	115,000円
旧個人年金保険料支払金額	204,000円

所得計算

給与収入6,050,000円 \div 4=1,512,500円 \Rightarrow 1,512,000円(千円未満の端数切り捨て)

1,512,000円 \times 4 \times 80% $-$ 440,000円=4,398,400円

※計算方法の詳細は「所得一覧」をご覧ください。

所得控除計算

社会保険料控除	236,930円
生命保険料控除	70,000円 ※1
配偶者控除	330,000円
扶養控除 一般	330,000円
特定扶養	450,000円
+基礎控除	430,000円
所得控除合計	1,846,930円

※1 生命保険料控除計算方法

旧生命・旧個人年金

支払った保険料54,000円 \times 1 \div 4+17,500円=31,000円①

支払った保険料が70,000円超の場合は、一律35,000円②

介護医療保険料

支払った保険料が56,000円超の場合は、一律28,000円③

生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額(限度額70,000円)

※計算方法の詳細は「控除一覧」をご覧ください。

課税所得金額

総所得金額	4,398,400円
-所得控除額	1,846,930円
	2,551,470円 \Rightarrow 2,551,000円(千円未満端数切り捨て)

所得割額

調整控除前の市民税所得割額 課税総所得金額2,551,000円 \times 税率6%=153,060円

調整控除前の県民税所得割額 課税総所得金額2,551,000円×税率4%=102,040円

調整控除額

課税所得金額が200万円以下の時は、人的控除額の差と合計課税所得金額のどちらか少ない方の5%（市民税3%、県民税2%）が控除額となります。

課税所得金額が200万円を超える時は、人的控除額の差額の合計から課税所得金額-200万円を引き、残った金額の5%が控除額となります。ただし、計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円を控除します。

人的控除の差額

配偶者控除	5万円
一般扶養控除	5万円
特定扶養控除	18万円
基礎控除	5万円
ア合計額	33万円

イ課税総所得金額 2,551,000円

課税総所得金額が200万円を超えるので、

{ア-(イ-200万円)}×5%=調整控除額

{330,000円-(2,551,000円-2,000,000円)}×5%=△11,050円

=△11,050円⇒2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)

※計算結果が2,500円未満のため、控除額は2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)

調整控除後の市民税所得割額 153,060円-1,500円=151,500円(100円未満切り捨て)

調整控除額の県民税所得割額 102,040円-1,000円=101,000円(100円未満切り捨て)

均等割額	市民税3,500円 県民税2,500円
市民税額	均等割額3,500円+所得割額151,500円=155,000円
県民税額	均等割額2,500円+所得割額101,000円=103,500円
年税額	市民税155,000円+県民税103,500円=258,500円